

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- * 苦情等とは、当組合との取引に関する相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「北央信用組合 お客様相談センター」
にお願いいたします。

北央信用組合 お客様相談センター

住 所 : 札幌市中央区南1条西8丁目7番地の1

電話番号 : 011-804-9158

受付時間 : 午前9時～午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除きます)

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談センターへご相談ください）。

受付窓口 : しんくみ相談所

(一般社団法人 全国信用組合中央協会)

住 所 : 〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-5

電話番号 : 03-3567-2456

受付時間 : 午前9時～午後5時

(土日・祝日および金融機関の休日を除きます)

札幌弁護士会もしくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます）、一般社団法人日本損害保険協会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談センターまたはしんくみ相談所へお申し出ください。

なお、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名 称	札幌弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 法律相談センター内
電話番号	011-251-7730
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：00～12：00、13：00～16：00

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

名 称	そんぼADRセンター (一般社団法人日本損害保険協会)
住 所	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電話番号	03-4332-5241
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9：15～17：00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の地域のお客様にもご利用いただけます。
その際には、次の①、②の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京三弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しておりませんのでご注意ください。
具体的内容は東京三弁護士会仲裁センター等にご照会願います。
なお、東京三弁護士会のホームページでも確認できますので、その際はそれぞれの名称欄をクリックのうえ、ご照会願います。